

武蔵野都市計画区域における都市計画道路及び都市計画
公園・緑地に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条の規定に該当する建築物以外の建築物が、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであるときは、同法第53条第1項の許可をすることができる。

- 1 建築物の敷地が存する都市計画区域が、平成23年12月改定の「都市計画公園・緑地の整備方針(改定)」に位置付けられた優先整備区域でないこと。
- 2 市街地開発事業（区画整理、再開発等）等の支障にならないこと。
- 3 階数が3及び高さが10m以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 4 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 5 建築物が都市計画道路区域又は都市計画公園・緑地区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域内又は都市計画公園・緑地区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

この基準は、平成28年6月1日から施行する。